

目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例について

1 個人住民税

(1) 非課税措置に係る所得要件の引上げ（条例第11条、付則第2条の2の3）

平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しのうちの一つとして、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額をそれぞれ10万円引下げ、基礎控除額を10万円引上げることとされた。

これに伴い、同じ給与収入や年金収入であっても所得が10万円増えてしまうため、改正前後で影響が生じないように、下表のとおり非課税に係る所得要件を10万円分引上げる。

【改正概要】

項目	改正内容	
障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件	現行	125万円
	改正後	135万円
均等割が非課税となる所得要件（非課税限度額）	現行	35万円×世帯人員数（+21万円※）
	改正後	35万円×世帯人員数+10万円（+21万円※）
所得割が非課税となる所得要件（非課税限度額）	現行	35万円×世帯人員数（+32万円※）
	改正後	35万円×世帯人員数+10万円（+32万円※）

※扶養者を有する場合の加算額

◎平成33年1月1日施行

(2) 調整控除への所得制限の導入（条例第20条）

平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しのうちの一つとして、基礎控除への所得制限が導入された。

これに伴い、調整控除が適用される所得割の納税義務者を、基礎控除が適用となる者と同様に合計所得金額2,500万円以下の者とする。

◎平成33年1月1日施行

(3) 年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し（条例第24条）

現行、年金所得者が、配偶者特別控除の適用を受ける際には住民税の申告を必要とするが、所得税の源泉徴収の改正がされた。

これに伴い、配偶者が源泉徴収の扶養対象（源泉控除対象配偶者）に含まれる場合は、住民税の申告手続を不要とする。

◎平成31年1月1日施行

2 特別区たばこ税

(1) 税率の引上げ（条例第51条並びに改正付則第4条、第6条及び第8条）

たばこ税率を、平成30年10月1日、平成32年10月1日及び平成33年10月1日にそれぞれ引上げ、あわせて手持品課税を実施する。

【税率改正推移】

(税率：円／1,000本)

税率改正時期	税率	改正前後の税率差
現 行	5,262 円	—
平成 30 年 10 月 1 日	5,692 円	430 円
平成 32 年 10 月 1 日	6,122 円	430 円
平成 33 年 10 月 1 日	6,552 円	430 円

◎平成 30 年 10 月 1 日、平成 32 年 10 月 1 日及び平成 33 年 10 月 1 日施行

(2) 加熱式たばこの課税方式の見直し(条例第 48 条、第 49 条の 2 及び第 50 条)

加熱式たばこの課税方式を「重量」のみによる方式から、「重量」と「価格」に基づき課税する方式に見直し、あわせて激変緩和等の観点から、従来の課税方式から新たな課税方式への移行を平成 30 年 10 月 1 日から平成 34 年 10 月 1 日まで 5 段階で行う。

◎第 48 条：平成 30 年 10 月 1 日施行

◎第 49 条の 2：平成 30 年 10 月 1 日及び平成 33 年 10 月 1 日施行

◎第 50 条：平成 30 年 10 月 1 日、平成 31 年 10 月 1 日、平成 32 年 10 月 1 日、平成 33 年 10 月 1 日及び平成 34 年 10 月 1 日施行

(3) 旧 3 級品たばこの税率経過措置の延長(一部改正条例※付則第 5 条)

平成 27 年度税制改正で決定された旧 3 級品の税率経過措置について、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の税率を同年 9 月 30 日までとし、あわせて手持品課税の実施時期などを変更する。

※目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成 27 年 12 月 4 日条例第 37 号)

◎平成 30 年 10 月 1 日施行

3 その他(規定整備)

(1) 長期譲渡所得の課税の特例に関して、租税特別措置法の改正に伴う所要の規定整備

(条例付則第 11 条)

(2) 公的年金からの特別徴収に関して、地方税法の改正に伴う所要の規定整備

(条例第 36 条の 5)

(3) 区民税の均等割非課税に関して、地方税法施行令の改正に伴う所要の規定整備

(条例第 11 条第 2 項)

(4) 退職分離課税に関して、地方税法施行規則の改正に伴う所要の規定整備

(条例第 37 条の 3 から第 37 条の 7、第 37 条の 8、第 37 条の 10 から第 37 条の 14)

(5) 特別区たばこ税に関して、改正に伴う所要の規定整備

(条例第 52 条、第 52 条の 3)

以 上